

# 酒匂川流域治水協議会（仮称）

日 時：令和3年3月26日（金）13:30～

WEB 会議開催

## 次 第

1. 開 会

2. 挨拶 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長

3. 議 題

1) 流域治水について (資料1)

2) 「酒匂川流域治水協議会（仮称）規約（案）」について (資料2)

3) 酒匂川流域における今後の進め方 (資料3)

4. 質 疑 等

### 〔配布資料〕

資料1	流域治水について	P. 1
資料2	酒匂川流域治水協議会（仮称）規約（案）	P. 6
資料3	酒匂川流域治水プロジェクトに係る検討の進め方	P. 10

# ◇ 流域治水について

## 「流域治水」の施策について

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を進める。



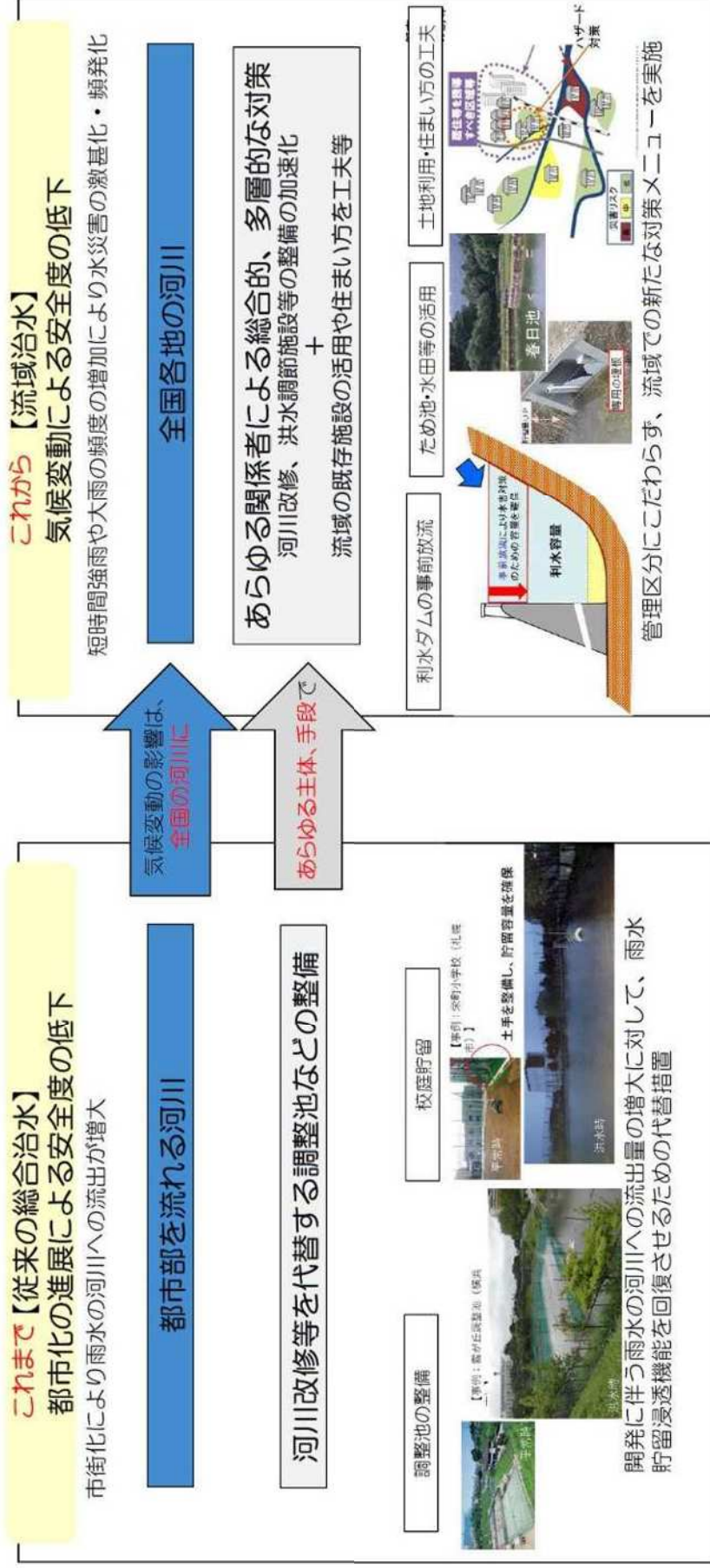
県：都道府県 市：市町村 [ ]：想定される対策実施主体



# ◇ 流域治水について

## 従来の総合治水と流域治水について

- これまででは、急激な市街化に伴って生じる新たな宅地開発や地面の舗装等による雨水の河川への流出量の増大に対して、**都市部の河川において、開発による流出増を抑える対策として調整池の整備等などの暫定的な代替策として対策を実施。**(従来の総合治水)
- 今後は、気候変動による降雨量の増加に対応するため、**都市部のみならず全国の河川**に対象を拡大し、河川改修等の加速化に加え、**流域のあらゆる既存施設を活用**したり、リスクの低いエリアへの誘導や住まい方の工夫も含め、流域のあらゆる関係者との協働により、**流域全体で総合的かつ多層的な対策を実施。**(流域治水)



# ◇ 流域治水について

## 「流域治水」の基本的な考え方

～気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策～

気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

## 流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

### 堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

**まず、対策の加速化**

### 被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

### 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10,1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供





# ◇ 流域治水について

## 1. 流域治水プロジェクトについて

### 【背景】

- 令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発。
- さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測。
- このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となっていく対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要。
- 令和2年7月6日「国土交通省防災・減災対策本部（第2回）」が開催され、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの主要施策に「あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換」が示された。

### 流域治水協議会の設置



- 流域全体で早急に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進。

## 「流域治水」の分類イメージ

## 流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

## ■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

## 洪水氾濫対策

- ・堤防整備、ダム建設・再生等の加速化
- ・「粘り強い堤防」を目標とした堤防強化

## 内水氾濫対策

- ・都市浸水対策の強化  
(下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等)

## 土砂災害対策

- ・砂防関係施設の整備

## 高潮・津波対策

- ・気候変動等を踏まえた海岸保全対策の推進

## 流水の貯留機能の拡大

- ・利水ダム等による事前放流の更なる推進  
(協議会の創設等)

## 流域の雨水貯留機能の向上

- ・流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化  
(貯留機能保全区域の創設、雨水貯留浸透施設整備の支援制度の充実)
- ・水田の貯留機能の向上
- ・森林整備、治山対策
- ・雨水貯留浸透施設の整備  
(民間企業等による整備、未活用の国有地の活用)

## ■ 被害対象を減少させるための対策

## 水災害ハザードエリアにおける

## 土地利用・住まい方の工夫

- ・リスクが高い区域における立地抑制、移転誘導(浸水被害防止区域の創設)
- ・高台まちづくりの推進  
(縦的・面的につなごうた高台・建物群の創出)
- ・まちづくりと一体となった土砂災害対策の推進

## まちづくりでの活用を視野にした

## 土地の水災害リスク情報の充実

- ・開発の規制や居住の誘導に有効な多段階な浸水リスク情報の充実

## 浸水範囲の限定・氾濫水の制御

- ・二線堤の整備や自然堤防の保全

## ■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

## 土地の水災害リスク情報の充実

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消

## あらゆる機会を活用した水災害リスク情報の提供

- ・土地等の購入に当たっての水災害リスク情報の提供

## 避難体制等の強化

- ・洪水・高潮予測の高度化
- ・ハザードマップやマイ・タイムライン等の策定
- ・学校及びスポーツ施設等の浸水対策による避難所機能の維持
- ・要配慮者利用施設の浸水対策  
(医療機関、社会福祉施設等)

## 経済被害の軽減

- ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策

## 関係者と連携した

## 早期復旧・復興の体制強化

- ・被災自治体に対する支援の充実  
(権限代行の対象を拡大し、準用河川、災害で堆積した土砂の撤去を追加)

## 酒匂川流域治水協議会（仮称）

## 規 約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「酒匂川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、酒匂川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 酒匂川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討
- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、酒匂川水系における治水に関する必要な事項

（事務局）

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第7条 本規約は、令和3年〇月〇日から施行する。

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 災害対策課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農政部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河川課長	調査グループ グループリーダー	事務局
		整備グループ グループリーダー	
		防災グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長	砂防グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 平塚土木事務所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 県西土木事務所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 三保ダム管理事務所長	工務課長	
	企業庁 企業局 利水電気部 利水課長	ダム管理グループ グループリーダー	
企業庁 企業局 酒匂川水系ダム管理事務所長	工務課長		



小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当
		建設政策課長	
		みどり公園課長	
		建築課長	
	下水道部長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
防災部長	防災対策課長		
経済部長	農政課長		
秦野市	上下水道局長	下水道施設課長	
	建設部長	建設管理課長	窓口担当
		建設総務課長	
		公園課長	
	くらし安心部長	防災課長	
	都市部長	まちづくり計画課長	
		開発指導課長	
		交通住宅課長	
環境産業部長	農業振興課長		
	環境共生課長		
南足柄市	都市部長	都市整備課長	窓口担当
		都市計画課長	
		上下水道課長	
	環境経済部長	産業振興課長	
	総務防災部長	防災安全課長	

大井町	防災安全課長	防災安全課長	
	生活環境課長	生活環境課長	
	地域振興課長	地域振興課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
松田町	まちづくり課長	まちづくり課長	窓口担当
	安全防災担当室長	安全防災担当室長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	
山北町	総務防災課長	総務防災課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
	農林課長	農林課長	
	上下水道課長	上下水道課長	
開成町	企画総務部長	防災安全課長	窓口担当
	都市経済部長	街づくり推進課長	
		産業振興課長	

(オブザーバー)

静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課

静岡県交通基盤部沼津土木事務所企画検査課

# 酒匂川流域治水プロジェクトに係る検討の進め方

資料3

○酒匂川流域では、これまで工事実施基本計画および河川整備基本方針に基づいて河川整備を進めてきたが、より一層流域全体における治水対策の加速化を図るため、新たにまちづくり部局や危機管理部局等の流域のあらゆる関係者を加え、流域治水プロジェクトの策定と公表を行う。

## 【検討スケジュール】

1月15日 【済】

神奈川県流域対策連絡協議会

- ・流域治水、県内の取り組み状況、二級河川への取り組み等について共有

2月10日 【済】

酒匂川流域治水協議会に係る事前説明会

- ・今後の進め方を共有

流域治水に係る取組みを所管する部局を抽出  
⇒協議会構成員の調整

3月26日 (本日)

酒匂川流域治水協議会①

- ・協議会の設立 (規約の新設)
- ・流域治水に係る本格的な検討を開始

※静岡県においても別途協議会を設立し、神奈川県と静岡県でそれぞれ流域治水プロジェクトの作成を進めていくが、最終的には一つのプロジェクトとして取りまとめる予定。

流域治水に係る取組み状況の把握 → アンケート調査を実施 【近日中】

事務局にて流域治水プロジェクト(案)を作成

4～7月 (予定)

酒匂川流域治水対策協議会②、③

- ・流域治水プロジェクト(案)について協議 → 各構成機関が合意 (各自決裁)
- ・流域治水総合整備計画(案)について協議 → 事業毎に県主官課と事前調整
- ・流域治水プロジェクト公表手続きを共有 (記者発表スケジュール等)

8月末まで

酒匂川流域治水プロジェクト 公表 【出水期前を目標】

資料3